

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県赤穂郡上郡町

### 2. 構造改革特別区域の名称

上郡ワイン等農産品活用特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

兵庫県赤穂郡上郡町の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

#### (1) 沿革

明治 22 年の町村制施行により、上郡村、高田村、鞍居村、赤松村及び船坂村の 5 村が誕生し、大正 2 年に上郡村が上郡町となる。昭和 30 年には、上郡町が高田村、鞍居村、船坂村及び赤松村の一部（苔縄、大枝、大枝新、岩木、柏野、細野、赤松、河野原、楠及び旭日の一部）と合併し、新たな「上郡町」（以下「本町」という。）が発足して、現在に至る。

#### (2) 地理的条件

本町は、兵庫県の南西部に位置し、北部から東部にかけては佐用町、たつの市及び相生市に、南部は赤穂市、西部は岡山県にそれぞれ隣接しており、町域は、東西 14.3 km、南北約 10.5 km で、面積は 150.26 km<sup>2</sup> である。

町域の大半を 300～400m 級の山地が連なる丘陵地が占めており、その山あいを流れる各々の川が、町の中心を流れる清流・千種川に注がれており、自然豊かな里山が残されている。

本町の気候は、瀬戸内式に属し、平均気温は 15.1℃、降水量は年間 1,300 mm 程度、日照時間は 2,000 時間程度で、比較的穏やかで過ごしやすい。

一方で、最高気温は 36～37℃、最低気温は -8～-4℃ と、山あいにも囲まれているため、昼夜の寒暖差は大きい。

本町の南側には、JR 山陽本線が走り、上郡駅は鳥取へと向かう智頭急行の起点でもある。また、岡山へと向かう国道 2 号線、鳥取へと向かう国道 373 号線があるなど、交通の要衝にあたる。

### (3) 人口

本町の人口は、1995年に18,849人となって以降、2020年には13,879人と一貫して減少している。

年齢3区分で見ると、年少人口は6,387人から1,239人に、生産年齢人口が11,127人から6,882人へと減少している。特に、出生数が大幅に減少しており、人口の減少と相まって合計特殊出生率が大幅に低下している。

一方で、老年人口は1,486人から5,454人へと増加しており、高齢化率は兵庫県内でも4番目に高く、40%を超える。

### (4) 産業

本町の産業は、第1次産業と第3次産業が中心であり、第2次産業の割合が極めて低い状況である。

第1次産業は、千種川などの清流の恵みに支えられ稲作が盛んであり、里山がある山あいにも囲まれた斜面地では、多品目の園芸野菜、ぶどうをはじめとした果樹や畜産が行われている。

### (5) 規制の特例措置を講じる必要性

本町は、山あいにも囲まれた斜面地を活用し、住民自ら地域コミュニティ活動で特産品を開発するなど取り組んできたが、参加者の高齢化、就農者の高齢化及び減少、耕作放棄地の拡大により、第1次産業の衰退と地域コミュニティの機能低下が懸念される。

これらの地域課題を克服するためには、地域資源である自然豊かな里山の魅力を活かした、これまでにない仕掛けが必要となってくる。

本特例措置を活用することにより、農家レストランや農家民宿等の展開が進み、どぶろく、ワインなどの新商品の開発が可能となり、地域ブランド力の向上につながることを期待される。

また、里山の自然に触れながら農家レストランや農家民宿と連携した農業体験もできるようになり、新規の観光客を誘致し、また既存の観光客にとってもより魅力ある充実した観光を提供することで、地域の活性化につながることを期待される。

こうした動きは、本町の関係人口、移住人口及び定住人口の増加にもつながるものである。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

本町は、山あいにも囲まれた斜面地を活用し、住民自ら地域コミュニティ活

動で特産品を開発するなど取り組んできたが、参加者の高齢化、就農者の高齢化及び減少、耕作放棄地の拡大により、第1次産業の衰退と地域コミュニティの機能低下が懸念される。

今後とも農業を維持、発展させ、地域コミュニティ機能を確保していくためには、新たな担い手の育成や確保、里山を活かした魅力ある農産物の開発等や生産体制の確保、継続的な経営基盤の確立、地域内流通の仕組みづくりなどの農業の6次産業化の推進を図る必要がある。

このため、本特例措置を活用することにより、地域資源である自然豊かな里山の魅力を活かし、農家レストランや農家民宿をはじめとする農業体験を核としたニューツーリズムを推進することにより、農村の魅力向上、関係人口の増加や移住、定住者の増加を図り、地域の活性化を目指すことができる。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

本町には、先に述べた地域資源である自然豊かな里山があるものの、それをうまく活用できてこなかった。里山を訪れる観光客は徐々に増加しており、農家レストランや農家民宿等の展開により、観光資源の磨き上げと魅力発信を図り、里山エリアの更なる活性化を図る。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

近隣市町村に隠れ、観光分野において後塵を拝する本町において、強いブランド力をもつ、どぶろく特区、ワイン特区が加わることは、里山を満喫しながら本町を散策することができるようになり、本町を訪れる国内外の観光客に新たな来訪動機をもたらすものである。

また、里山の魅力発信が可能となることで、農業振興と観光振興を含めた農村地域全体の活性化及び本町の関係人口、移住人口及び定住人口の増加が期待される。

### ○目標指数

#### 【新規就農の増加】

指標	令和2年度実績	令和7年度目標
新規就農者数	3人	15人（累計）

【特産品の開発】

指標	令和2年度実績	令和7年度目標
特産品開発数	4件	9件（累計）
町内農産物販売所における販売額	187,000千円/年	200,000千円/年

【関係人口の増加】

指標	令和2年度実績	令和7年度目標
観光入込客数	182,733人/年	400,000人/年

8. 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

709（710、711） 特産酒類の製造事業

## 別紙 1

### 1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒又は果実酒をいう。以下同じ。）を製造しようとする者

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる地域

兵庫県赤穂郡上郡町の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るために特定酒類を製造する

### 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、ぶどうや米などの地域の資源等を活用した新たな特産品の開

発に繋がるとともに、開発された特産品を農家民宿や農家レストラン等で提供することにより、本町に滞在することが魅力となり、観光資源としても活用することが期待できる。引いては、地域住民の雇用先の確保、集客による地域住民の一体感の醸成、農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告・納税や酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本町においては、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

## 別紙 2

### 1. 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（米、麦、そば、芋類（甘藷、馬鈴薯、里芋に限る。）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした単式蒸留焼酎、同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、かんきつ類（みかん、ゆずに限る。）、いちご、メロン、びわ、いちじく、柿、キウイフルーツ、桃、ブルーベリー、梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（にんにく、そば、大根、にんじん、唐辛子、ヤーコン、菊芋、薯蕷、栗、トマト、とうもろこし又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたリキュールを製造しようとする者

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる地域

兵庫県赤穂郡上郡町の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された農産物（米、麦、そば、芋類（甘藷、馬鈴薯、里芋に限る。）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした単式蒸留焼酎、同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、かんきつ類（みかん、ゆずに限る。）、いちご、メロン、びわ、いちじく、柿、キウイフルーツ、桃、ブルーベリー、梅又はこれらに準ずる

ものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又は同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(にんにく、そば、大根、にんじん、唐辛子、ヤーコン、菊芋、薯蕷、栗、トマト、とうもろこし又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としたリキュールを製造する。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(米、麦、そば、芋類(甘藷、馬鈴薯、里芋に限る。))又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした単式蒸留焼酎、同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、かんきつ類(みかん、ゆずに限る。))、いちご、メロン、びわ、いちじく、柿、キウイフルーツ、桃、ブルーベリー、梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした果実酒又は同区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(にんにく、そば、大根、にんじん、唐辛子、ヤーコン、菊芋、薯蕷、栗、トマト、とうもろこし又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎にあつては10k1、果実酒及びリキュールにあつては6k1)が、単式蒸留焼酎は最低製造数量基準が適用されず、果実酒は2k1、リキュールは1k1にそれぞれ引き下げられ、より小規模な事業者も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、ぶどうや米などの地域の資源等を活用する事業者が増加し、農業者の経営の多角化、新たな特産品や地域ブランドの創出に繋がるとともに、新たな関係人口の増加や民間の自発的な取組みの広がりにも繋がり、地域の活力強化が見込まれる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告・納税や酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本町においては、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。また、単式蒸留焼酎の特産酒類の製造事業について、実施主体の事業計画案を確認するとともに、酒税を適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導する。